

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年7月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第21号

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「,生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に改め,「並びに児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)附則第4条第2項」を削る。

第5条の2中「改正令」を「児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め,同条第1号中「,生活資金又は特例児童扶養資金の貸付けを受けている者が,当該貸付金」を「又は生活資金」に改める。

第13条後段中「並びに児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)附則第4条第2項」を削る。

別表結婚資金の項及び特例児童扶養資金の項を次のように改める。

結 婚 資 金	婚姻することを証する書類
---------	--------------

附 則

この規則は,平成19年8月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)